

山武市制施行 20 周年記念キャッチフレーズ 募集要項

1. 実施目的

山武市は令和 8 年 3 月 27 日に市制施行 20 周年を迎えます。

これを記念し、周年記念事業を盛り上げるために、山武市の未来を担う小中学生を対象に「キャッチフレーズ」を募集します。

2. 使用目的

山武市制施行 20 周年を広く PR するため、各種印刷物や市ウェブサイト等で使用するほか、記念事業や関連グッズ等にも使用します。

また、「市制施行 20 周年記念ロゴマーク」と組み合わせて使用する場合があります。

3. 募集内容

(1) キャッチフレーズ

市制施行 20 周年を迎えた山武市の更なる発展や飛躍に向けての思い、未来への希望・イメージ等を表現した内容であること

※漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号・スペースの使用が可能です。ただし、一般的なパソコンで表示が困難な文字や意味の分かりにくい単語、一般的に浸透していない外国語は使用しないでください。

(2) キャッチフレーズの解説や思い等

作成したキャッチフレーズの解説や思い等を 100 文字以内で記述すること

(3) その他

氏名、学校名、学年、住所、保護者氏名、保護者連絡先を記載すること

4. 応募資格

山武市在住・在学の小中学生

5. 応募方法

「LoGo フォーム」から応募フォームの指示に沿って応募してください。URL および二次元コードは次のとおりです。

URL : <https://logoform.jp/form/QQqq/1127578>



二次元コード

6. 応募期限

令和 7 年 8 月 24 日（日）

7. 選考方法

山武市役所職員で構成される山武市制施行 20 周年記念事業プロジェクトチーム等で選考します。

8. 表彰

キャッチフレーズとして採用された者は令和 7 年度中に表彰を行う予定です。

9. 結果発表

令和 7 年 9 月下旬以降に市ホームページや広報紙等で発表予定です。

採用者については市から本人に直接通知し、その他の応募者への通知は、発表をもって結果通知に代えさせていただきます。

10. 注意事項

- (1) 採用作品の応募者は、山武市に対して当該作品の著作権・商品化権、二次使用权・商標権・意匠権その他一切の権利は無償譲渡するものとし、山武市に帰属します。また、その使用に際して著作者は、著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2) 応募作品の著作権、使用等に係る問題が発生した場合は、応募者の責任となる場合があります。なお、応募作品に関連して、山武市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合もあります。
- (3) 採用作品以外の応募作品の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、山武市は広報や報道機関等への情報提供において公表、使用できるものとします。
- (4) 応募作品は、応募者本人が独自に創作した未発表の作品とし、他の作品と同一又は類似していないものであり、第三者の著作権等を一切侵害しないものに限ります。
- (5) 応募時には保護者の同意を得たうえで応募してください。
- (6) 応募作品は提出後に修正することはできません。
- (7) 応募点数は 1 人 1 点とし、2 回以上応募があった場合は、最初の応募作品を選考対象とさせていただきます。
- (8) 応募に係る費用（通信料等）は、すべて応募者負担となります。
- (9) 採用された作品は必要に応じ、応募者と相談の上、文言の修正をさせていただきます場合があります。
- (10) 次に記載する応募は選考対象とならない、もしくは結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。
 - ① 応募内容に不備または虚偽の記載があった場合
 - ② 応募内容の必須事項（氏名、住所、電話番号等）を記載していない場合
 - ③ 応募作品が次のいずれかに該当する場合
 - ・ 公序良俗に反する場合
 - ・ すでに発表されているものと同一または酷似している場合
 - ・ 第三者の知的財産権を侵害する恐れがある場合
 - ・ 法令または本募集要項に反する場合
- (11) 応募に伴う個人情報については、この事業以外の目的で使用することはありません。ただし、作品の採用者については、氏名、学校名、学年等を市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、報道機関を含めた関係者に提供することがあります。

- (12) 応募によって、本募集要項に同意いただいたものとみなします。
- (13) 本募集要項に取り決めのない事項については、市の判断により決定します。

11. 問い合わせ先

山武市総合政策部秘書広報課秘書係 0475 - 80 - 1291